



第6章

実現化方策

- 6-1 協働のまちづくりの推進
- 6-2 まちづくりの推進体制
- 6-3 各種制度等の活用
- 6-4 施策の進行管理



6-1 協働のまちづくりの推進

本マスタープランに基づくまちづくりを実現していくためには、市民、企業、教育機関、行政など多様な主体が自ら考え、協力し、相互に連携することが重要となります。

このため、各主体が地域の課題に関心を持ち、適切な連携・役割分担を図りながら、それぞれの立場で得意分野を活かすことで地域の活力を生み出し、価値や解決策を創造する「協働のまちづくり」を推進します。

(1) 市民・市民活動団体

市民および市民活動団体（まちづくり運営協議会など）は、まちづくりの担い手として、自らが居住する地域の魅力や課題を改めて見直し、望ましい将来の暮らし方の実現を意識しつつ、自ら出来ることから一歩ずつ進めていくことが求められます。

また、まちづくりの活動や説明会などの場に積極的に参加することで、情報や知識を習得することも大切です。

(2) 企業・事業者等

企業・事業者等は、自らが取り組む事業を通じて、地域経済の活性化や雇用創出に貢献することが期待されます。

また、市民や行政と連携・協力し、地域環境や景観との調和に配慮した事業所の整備、自然環境の保全などの社会貢献を果たしていくことや積極的にまちづくりに参加・支援していくことが大切です。

特に伊万里市と包括協定を締結している企業・事業者等においては、それぞれが持つ資源を活用した協働によるまちづくりの推進が期待されます。

(3) 教育機関・専門家

伊万里市と包括的地域連携協定を締結している学校法人永原学園をはじめ、市内外の教育機関や専門家は、専門的知識を活かして、まちづくりに積極的に関与・貢献することが期待されます。

また、子どもや若い世代が積極的にまちづくりに参加することで、まちづくりへの興味・関心を醸成し、未来のまちづくりの担い手を育成していく視点も大切です。

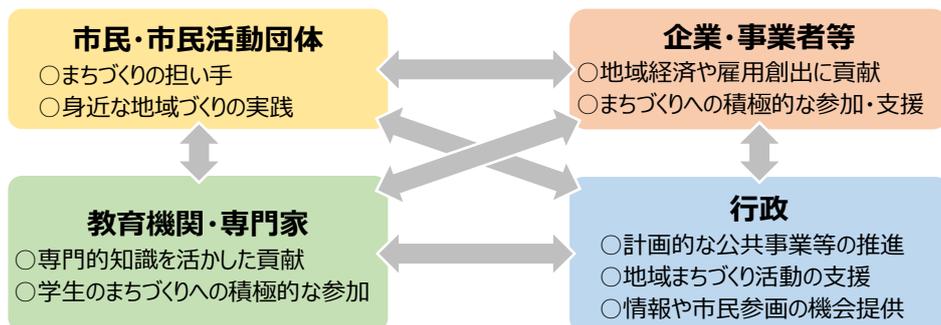
(4) 行政

行政は、本マスタープランに基づく計画的な公共事業の推進や各種制度の活用による規制誘導、関係機関との調整を図ります。

また、市民や地域の自主的なまちづくり活動に対して、助言や支援制度を検討するなど、地域主体のまちづくり活動を推進・支援します。

さらに、本マスタープランやまちづくり全般への理解を深めるために、ホームページや広報、SNS などを通じて広く市民等への周知を図るとともに、市民等の意向を把握し、その内容を踏まえて計画や事業に反映します。

▼各主体の役割と連携のイメージ



6-2 まちづくりの推進体制

(1) 庁内体制の充実

本マスタープランの実現に向けて、まちづくりに係る情報の共有や計画・事業の実施にあたっての総合調整などを行う庁内検討会議等、横断的な組織を庁内に設置し、都市計画のみならず、産業振興、健康福祉、教育、子育て、環境、文化などまちづくりに関わる様々な関係部署との連携を図ります。

(2) 近隣市町や国、県、関係機関等との連携

幹線道路の整備など、広域的なまちづくりが円滑に進むよう、近隣の有田町や長崎県松浦市、国や佐賀県、関係機関との連携を強化し、役割分担、計画調整等についての理解と協力を働きかけていきます。

(3) 多様な主体をつなぐ場づくり

まちづくりにおいては、行政だけでなく、市民、企業、教育機関など、様々な主体の参画と協働が不可欠であるため、こうした多様な主体が相互に理解を深め、共通の目標に向かって協議・調整が出来る仕組みを構築することが、本マスタープランの実効性を高める鍵となります。

具体的には、まちづくりのプレイヤーやアドバイザー、関連団体、行政などで構成される会議等を設置し、対象地域の将来像を描き、その実現に向けた取組について協議・調整ができる場を確保します。

(4) まちづくりへの市民参加と情報発信の推進

市民によるまちづくり参加の機会増大を図るため、まちづくりに関する計画をはじめ具体的な事業を行う際には、計画段階から「ワークショップ」や「意見交換会」などの参加機会を積極的に取り入れ、まちの将来像や課題について自由に意見を交わし、異なる立場や視点を尊重しながら合意形成を図ります。

また、本マスタープランをはじめ、今後のまちづくりに関する内容を市民の理解を深めるため、広報やホームページ、SNSへの掲載など、様々な機会を通じて情報の公開と計画内容の周知を図ります。

6-3 各種制度等の活用

快適な都市環境の形成、自然環境との調和を図るため、市民意向を踏まえつつ、都市計画法や建築基準法、都市緑地法、景観法、都市再生特別措置法など、各種法令、制度等を適切に活用します。

(1) 適正な規制・誘導によるまちづくりの推進

本マスタープランに位置づけた方針等の実現に向けて、用途地域等の地域地区制度や都市施設の整備事業等について適切な運用、見直しを行うなど、適正な規制・誘導・支援等を図ります。その際、「伊万里市環境保全条例」に基づき、生活環境と自然環境の保全に特に留意します。

また、国・県の様々な事業制度、補助金・交付金の動向を把握し、効果的な活用を進めます。特に、「伊万里市立地適正化計画」で定める都市機能や居住の誘導に資する都市計画の決定・変更や事業実施について推進します。

(2) 地域特性を踏まえたまちづくりの推進

身近な地域レベルのまちづくりを推進するため、都市計画区域内のまとまりのある地区対象として、建築物の用途や形態など、地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールを定めることができる「地区計画制度」の活用を検討します。そのほか、建築協定、緑化協定、景観計画など、地区の特性に応じた適切な制度活用も検討します。

6-4 施策の進行管理

(1) 主要な取組・事業プログラム

全体構想や地域別構想で位置づけた方針を実現するため、各分野の主要な取組や事業を「取組・事業プログラム」として整理します。本プログラムは、短期（概ね5年）、中長期（概ね5～20年）で区分して示します。

分野	短期（概ね5年）	中長期（概ね5～20年）
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 立地適正化計画に基づく適正な土地利用誘導に向けた用途地域等の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 持続可能な都市経営に向けた用途地域の適正運用と計画的な見直し
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 立地適正化計画の適切な運用 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空き家・空き地の利活用・適正管理の推進 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民会館跡地における複合施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中心拠点、地域拠点、生活拠点等の機能強化
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 西九州自動車道の整備促進 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般県道伊万里有田線（セラミックロード）の整備促進 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市計画道路の整備・見直し 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通ネットワークの維持・充実と利用促進 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国見台公園の総合整備 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伊万里ファミリーパーク周辺の機能増進 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市公園等の計画的な維持管理および適正配置 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上下水道施設の更新・耐震化 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 港湾施設の機能強化 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共建築物の多機能化・複合化および適正配置の推進 	
自然環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山林・田園・海岸環境等の保全 	
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観計画の適切な運用・計画の拡充 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ やきものやフルーツ等の地域資源を活かした観光・交流の振興 	
安全安心	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歩行者が安全に通行できる道路空間の整備（交通安全上の危険箇所の解消等） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 雨水排水施設の整備と計画的な維持管理 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 流域治水プロジェクトの推進 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難体制の充実（避難所機能の充実、ハザードマップの活用等） 	

(2) 都市計画マスタープランの進行管理

本マスタープランは概ね 20 年後を展望した計画ですが、社会情勢の変化や上位・関連計画の見直し等を踏まえて定期的に評価、検証を行い、庁内関係各課や関係機関と連携しながら、PDCA サイクルに基づく適切な進捗管理に努め、必要に応じて適宜見直しを図ります。

なお、見直しの時期は、中間年次である概ね 10 年後としますが、社会情勢の変化などにより、今後のまちづくりに大きな変更が生じる場合には、適宜見直しを行います。

